

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症について、国は、令和4年3月21日、「まん延防止等重点措置」を全面解除し、感染の再拡大を防ぎながら、コロナ禍からの経済社会活動を回復させるための総合的な対策に取り組んでいる。

一方、5月の連休明け以降、新規感染者数の増加について予断を許さない状況にあるなど、未だに感染収束の見通しが立たず、長期にわたり経済社会活動をはじめ、国民生活全般に大きな影響を及ぼしている。

我々都市自治体としても、発症予防及び重症化予防に資する新型コロナワクチン接種の促進や基本的な感染対策の徹底を周知するなど、住民の暮らしと健康を守るため、全力で取り組む所存である。

については、国は、下記事項について特段の措置を講じられたい。

## 記

### 1. 新型コロナワクチン接種について

#### (1) 4回目接種について

1) 新型コロナワクチンの4回目接種について、これまでと目的や接種間隔、接種対象が異なることの説明が不十分なことから、国民に不安をもたらしている。

よって、国として、4回目接種の目的や有効性・安全性等について、国民や都市自治体が理解できるよう、十分に周知・広報を行うこと。

2) 4回目接種に必要なワクチンについて、都市自治体が希望するワクチンを早期かつ確実に配分すること。

特に、国民はファイザー社ワクチンによる接種を希望している一方で、ファイザー社ワクチンの供給が見合っていないことから、国において必要な対策を講じること。

3) 医療従事者及び介護施設従事者が重症化することや、医療機関や介護施設においてクラスターが発生した際、社会生活に大きな影響を与えかねないので、医療従事者及び介護施設従事者を対象に加えることを検討すること。

(2) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するために必要な財政支援等を継続すること。

(3) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等の必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若年層への更なる接種勧奨を行うこと。

特に、12歳未満の小児への接種については、接種に係る判断をするに当たって必要な情報を具体的かつわかりやすく発信すること。

また、接種を選択しなかった者が不当な取扱いを受けることがないように、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

(4) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

(5) 数次にわたる新型コロナワクチン接種事業において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが接種毎に異なることにより、都市自治体に混乱が生じていることを踏まえ、今後のワクチン接種事業の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

なお、接種事業を継続する場合には、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示するとともに、都市自治体に財政負担が生じないように、引き続き全額国費による財政措置を講じること。

また、初回接種・追加接種の経験を踏まえ、効率的な接種体制が構築できるよう、事務の簡素化を図るなど、必要な措置を講じること。

## 2. 感染症対策の改善について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法や新型インフルエンザ等対策政府行動計画等における課題を十分に検証したうえで、感染症対策における都市自治体が担う役割の明確化も含め、必要な制度の見直しを行うこと。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新興感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

(2) 新型コロナワクチン接種については、国からの指示や情報提供が遅いことに加え、国の方針が二転三転することにより、現場に様々な混乱が生じた。

このため、国は、感染症対策に係る政策について、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

## 3. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

(1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者

の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や一般診療の縮小、風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

(2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を拡充すること。

(4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、都市自治体を実施する検査に要する経費等について、財政措置を拡充すること。

(5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を拡充するとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を拡充すること。

(7) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

以上決議する。

令和4年6月1日

全 国 市 長 会